

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2018年3月号 | No. 03/2018

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER (英語版) (www.wipo.int/pct/en/newslett) の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER (英語版) に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT ウェビナー (日本語) のご案内 (※無料)

- ・ PCT のベストプラクティス (2018年4月24日 (火) 16:30 – 17:30 (日本時間))
- ・ ePCT 入門編 (2018年5月8日 (火) 16:30 – 17:30 (日本時間))
- ・ ePCT 応用編 (2018年5月15日 (火) 16:30 – 17:30 (日本時間))

詳細及び参加登録: <http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>

2017年のPCT出願

2017年もPCTの利用は伸び続け、PCT出願件数は約243,500件¹となり、2016年比で4.5%の増加となりました。

米国に拠点を置く出願人が引き続き出願件数第1位を維持しました。これは約40年前にPCTが運用を開始して以来続くものであり、2017年のPCT出願243,500件のおよそ4分の1(23.3%)を占めています。そしてこの度初めて中国に拠点を置く出願人が全PCT出願件数の20.1%を占めて第2位となり、日本が僅差(19.8%)で続きました。2017年の全PCT出願件数の半分近くがアジア(49.1%)からのもので、欧州(24.9%)及び北米(24.3%)はそれぞれ4分の1を占めました。上位10ヶ国における各国の合計出願件数及び全出願件数に対する各国のシェアは以下のとおりです。

1. アメリカ合衆国	56,624	23.3%
2. 中国	48,882	20.1%
3. 日本	48,208	19.8%
4. ドイツ	18,982	7.8%
5. 大韓民国	15,763	6.5%
6. フランス	8,012	3.3%
7. 英国	5,567	2.3%
8. スイス	4,491	1.8%
9. オランダ	4,431	1.8%
10. スウェーデン	3,981	1.6%

¹ この合計と後に続く数値は暫定値ですのでご注意ください。国際事務局では2017年に国内及び広域官庁に出願された全てのPCT国際出願を受理しておらず、確定した数値は年内に公表されます。

その他の国の出願件数、及び 2016 年の出願件数との比較に関する情報は、以下のリンク先から WIPO プレスリリース PR/2018/816 の附属書 1 をご覧ください。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2018/article_0002.html

中国の電気通信会社である、Huawei Technologies Co. Ltd 及び ZTE Corporation の 2 社は、2017 年の公開件数がそれぞれ 4,024 件と 2,965 件となり、2017 年の最上位出願人となりました。Intel Corporation (US) と三菱電機株式会社 (JP) がそれに続きました。上位 10 出願人とその 2017 年に公開された PCT 出願件数を以下に示します。

1. Huawei Technologies Co. Ltd (CN)	4,024
2. ZTE Corporation (CN)	2,965
3. Intel Corporation (US)	2,637
4. 三菱電機株式会社 (JP)	2,521
5. Qualcomm Incorporated (US)	2,163
6. LG Electronics Inc. (KR)	1,945
7. BOE Technology Group Co., Ltd (CN)	1,818
8. Samsung Electronics Co., Ltd (KR)	1,757
9. ソニー株式会社 (JP)	1,735
10. Telefonaktiebolaget LM Ericsson (Publ) (SE)	1,564

上位 50PCT 出願人の一覧は上記プレスリリースで公表されています (附属書 2)。教育機関からの出願に関しては、カリフォルニア大学が 1993 年以降、PCT 制度の最大ユーザとしての地位を維持しています。上位 10 大学については米国に拠点を置く機関が優勢ですが、上位 20 大学になると米国とアジアの大学が 10 大学ずつを占めています。教育機関による出願の詳細についてもプレスリリース (附属書 3) でご覧いただけます。

技術分野別の PCT 出願件数に関しては、コンピュータ技術が最も多く、公開された全 PCT 出願件数の 8.6% を占めました。次にデジタル通信が僅差の 8.2% で続き、そして電子機械、装置、エネルギー (6.8%) 及び医療技術 (6.7%) が続いています。公開された出願の技術分野別の詳細はプレスリリース (附属書 4) をご参照ください。

2017 年の最終的な数値の (PCT 年次報告の形式での) 公表は、年内の *PCT Newsletter* でお知らせいたします。

国際機関会合

第 25 回 PCT 国際機関会合が 2018 年 2 月 21 日から 23 日までマドリッド (スペイン) で開催されました。議長による要約と作業文書は以下の WIPO ウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=46027

議論されたトピックスには以下を含みます。

- 品質サブグループ会合の結果及び品質管理に関するさらなる作業の勧告;
詳細は議長による要約 (文書 PCT/MIA/25/13 の附属書 II) をご参照ください

- 国際事務局が 2018 年 6 月の PCT 作業部会への報告を予定している、2010 年の PCT 作業部会で承認された“PCT ロードマップ”² のレビュー範囲; 当該レビューでは、PCT ロードマップの勧告に由来する継続中の作業やその他の活動が、PCT 制度の発展にとっていまだに適切なものであるのか否かを考慮するとともに、さらなる改善が必要な分野を特定します
- PCT 最小限資料に関する二つの作業文書: 欧州特許庁が主導する PCT 最小限資料タスクフォースについての進捗状況報告 (文書 PCT/MIA/25/4) 及びインドの伝統的知識デジタルライブラリーを PCT 最小限資料へ追加するためのインド特許庁による提案 (文書 PCT/MIA/25/9)
- PCT 手続きの国際段階と国内段階の連携促進を目的とした、日本国特許庁による PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの修正提案 (文書 PCT/MIA/25/3)
- PCT 手数料の取引における為替変動による手数料収入の損失を防ぐとともに、受理官庁及び国際調査機関のためのコストと作業を抑えるために提案された、“ネットィングシステム” の導入可能性に関する IB による進捗状況報告 (文書 PCT/MIA/25/5)
- 要約の品質と有用性を改善し、可能な限り翻訳費用を最小限に抑えるための、国際出願の要約と表紙における図面の文字数に関する進行中の作業 (文書 PCT/MIA/25/11)
- ヌクレオチド及びアミノ酸の配列リストの提出に関する、WIPO 標準 ST.25 から XML を使用した WIPO 標準 ST.26 への移行 (文書 PCT/MIA/25/2)
- 運用フェーズの開始日に関して早期の決定がなされる予定である、IP5 (五大特許庁) 間での協働調査及び審査の第 3 試行プログラムの準備フェーズ (文書 PCT/MIA/25/7)
- 機能停止やサイバー攻撃により電気通信手段が利用できなかったことによって出願人が期限を遵守できなかった場合のセーフガード (文書 PCT/MIA/25/12)

出席した機関は、出願人、受理官庁、国際機関や第三者が利用するために国際事務局が提供している様々な電子サービスの最近の進展に関して謝意を示しました (文書 PCT/MIA/25/6)。また、ePCT サービスの継続的な利用や、ePCT を利用した国際出願の提出を可能にするために進行中の作業に留意しました。そして出願本体、国際調査報告、見解書及び関連文書のために XML を最大限使用することにより、さらなる効率化を促進し、特許情報の質を向上させることの重要性も認識しました。出席した機関はまた、特許出願に関するドシ工情報を他の参加庁が利用できるようより多くの官庁が WIPO Centralized Access to Search and Examination (WIPO CASE) システムの提供庁として参加することによるワークシェアリングの恩恵についても留意しました (文書 PCT/MIA/25/8)。

PCT Newsletter 中国語抄訳のための新しい電子メール通知システム

PCT Newsletter 2018 年 2 月号でお知らせしましたように、PCT Newsletter の中国語抄訳が以下のリンク先からご利用可能になりました。

<http://www.wipo.int/pct/zh/newslett/index.html>

抄訳は通常、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧と二文字コード、及び“PCT 最新情報”の特定の部分を除き、PCT Newsletter の英語版に掲載されるほとんどの情報を提供しております。

² PCT 制度の機能向上のための一連の勧告

中国語を話される PCT ユーザは、PCT Newsletter 各号の中国語抄訳の発行をお知らせする電子メールを購読することができるようになりました。以下の WIPO の購読ページ（他の中国語の WIPO 電子メール及び電子ニュースレターの購読も選択可能）にてご登録いただくだけで購読できます。

https://www3.wipo.int/newsletters/zh/#pct_newsletter

日本語及び韓国語での抄訳もご利用いただけます。またそれらの言語のための同様の電子メール通知システムの導入も予定されております。

PCT 最新情報

BG: ブルガリア (手数料)

BR: ブラジル (所在地とあて名)

CN: 中国 (電子形式によるヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列リストのための電子媒体の種類)

EP: 欧州特許庁 (手数料)

JP: 日本国 (電子形式によるヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列リストのための電子媒体の種類)

ISA としての日本国特許庁は、電子形式によるヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列リストの提出のために同機関が認める電子媒体の種類を特定しました。同機関は磁気ディスクと CD-R での提出を認めます。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (JP) が更新されました。)

MA: モロッコ (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)

RU: ロシア連邦 (電子形式によるヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列リストのための電子媒体の種類)

TR: トルコ (優先権の回復に適用される基準)

VN: ベトナム (手数料)

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料 (国立工業所有権機関 (ブラジル))

予備審査手数料及び国際予備審査に関する他の手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

PCT 公開スケジュールの変更

2018 年 5 月 11 日の公開

2018 年 5 月 10 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たるため、通常その日に公開される PCT 出願 (公示 (PCT 公報) も同様) は 2018 年 5 月 11 日 (金) に公開されます。しかし、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は 2018 年 4 月 24 日 (火) の 24 時 (中央ヨーロッパ時間 (CET)) までに国際事務局 (IB) に受理される必要があります。

PCT 関連資料の新/更新情報

PCT 出願人の手引 ロシア語版

2017年8月17日付け PCT 出願人の手引の、ロシア語の更新版を以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ru/appguide/index.jsp>

PCT 受理官庁ガイドライン ロシア語版

2017年7月1日に発効した PCT 受理官庁ガイドラインの、ロシア語の更新版を以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/pdf/ro.pdf>

品質報告書

PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインのパラグラフ 21.26 及び 21.27 に従って、国際調査及び予備審査機関は国際機関としての業務を遂行する上での品質管理に関する年次報告書を作成します。2017年の報告書は以下のリンク先からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html>

PCT を学ぶビデオシリーズ：国際出願の出願方法

PCT を学ぶビデオシリーズ、“国際出願の出願方法” のアラビア語字幕版をサウジ特許庁 (SPO) に作成いただきました。WIPO の PCT 法務部副部長の Matthias Reischle-Park によって紹介される 29 本の短編ビデオからなるシリーズは (それぞれ約 15 分)、PCT 手続の国際段階及び国内段階における重要な観点や重要事項への基本的な概要を提供しております。

以下のページから SPO ウェブサイトの字幕付ビデオへのリンクをご利用いただけます。

<https://www.kacst.edu.sa/arb/IndustInnov/SPO/Pages/FileIntApp.aspx>

オリジナルのビデオ (字幕なし) は以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/training/index.html>

実務アドバイス

国際出願の提出時に支払う手数料

Q: 国際出願の提出時に支払う手数料にはどのようなものがあるのか教えてください。また額が変更になる可能性があるのか否か、変更があるとすればいつなのかを教えてください。

A: 国際出願に関連して受理官庁へ支払う手数料には 3 種類あります。

1. **送付手数料:** 当該手数料は国際出願が提出されるときに、受理官庁へ支払われます。送付手数料は、国際出願の受理及びチェック、国際事務局 (IB) への記録原本の送付及び国際調査機関 (ISA) への写しの送付といった受理官庁が行う任務の遂行に係る費用を賄います。いくつかの受理官庁は送付手数料を徴収していません。そして電子形式の出願を受理する受理官庁の一部は、電子形式での国際出願について手数料を減額しています。またいくつかの受理官庁は小企業により提出される出願に関し手数料を減額しています。

送付手数料は、受理官庁による国際出願の受理の日から一ヶ月以内に支払われるべきです。出願の受理の日と支払日の間に送付手数料の額に変更がある場合には、出願人は当該出願が受理された日に適用されていた額を支払う必要があります (PCT 規則 14 参照)。

2. 国際出願手数料: 当該手数料の額は PCT 締約国 (PCT 同盟) によりスイス・フランで定められており、PCT 規則に付属する手数料表に記載されています。30 枚を超える国際出願の用紙 1 枚ごとに支払う手数料に関して追加の規定があること、また配列表を含む国際出願に関して特別な規定が適用されることにご留意ください。国際出願手数料は、IB のための手数料として受理官庁へ (当該官庁が定める通貨で) 支払われ、IB が各種任務を遂行するために生じる費用を賄います。それらの任務には、国際出願の公開や、特許性に関する国際予備報告 (PCT 第 1 章) の ISA に代わっての発行 (該当する場合)、並びに、出願人、受理官庁、ISA、国際予備審査機関、及び指定 (選択) 官庁への各種通知の送付を含みます。

国際出願手数料の額は長年変わっておりません (2008 年 7 月から同額のまま) が、他の通貨で支払われる換算額は変更になる場合があります (以下を参照)。国際出願手数料は、国際出願の受理の日から一ヶ月以内に支払われるべきです。出願の受理の日と支払日の間に国際出願手数料の額 (若しくは受理官庁が受理する他の通貨での換算額) に変更がある場合には、出願人は当該出願の受理の日に適用されていた額を支払う必要があります (PCT 規則 15 参照)。

3. 調査手数料: 当該手数料の額は各 ISA により定められており、管轄 ISA (二以上の管轄 ISA がある場合には、出願人が選択した ISA) によって異なります。調査手数料は、国際調査の実施、国際調査報告及び ISA の見解書の作成、また ISA として与えられたその他のすべての任務を遂行する、ISA のため手数料として受理官庁へ支払われます。

調査手数料は国際出願の受理の日から一ヶ月以内に支払われるべきです。国際出願の受理の日と支払日の間に調査手数料の額 (若しくは受理官庁が受理する他の通貨での換算額) に変更がある場合には、出願人は当該出願の受理の日に適用されていた額を支払う必要があります (PCT 規則 16 参照)。

支払額、若しくは他の通貨での換算額の変更

送付手数料の額は通常、受理官庁が所在する国の現地通貨で定められており、関係官庁の実務に応じていつでも変更可能です。受理官庁は前もって額の変更を知らせます。国際出願手数料及び調査手数料は、通常、受理官庁が所在する国の現地通貨でも支払うことができます。当該通貨がこれらの手数料が定められている通貨と同じでない場合には、二つの通貨間の為替レートの変動により現地通貨での支払額が変動する可能性があります。

換算額は、“所定の手数料の換算額の決定に関する PCT 総会の指針” (2010 年 7 月から発効) により決定されており、定期的に見直されています。毎年 10 月に、WIPO 事務局長は関係官庁との協議後、10 月最初の月曜日の為替レートに従い、国際出願手数料及び調査手数料 (該当する場合には補充調査手数料や取扱手数料も) の新換算額を決定します。またいずれの変更も、通常は翌年の 1 月に発効します。

加えて、スイス・フラン (国際出願手数料の場合) 若しくは定められた通貨 (調査手数料の場合) と、適用される所定の通貨間の交換レートが、4 回連続した金曜日で継続して最後に適用された為替レートより少なくとも 5% 高い、若しくは少なくとも 5% 低い場合には、WIPO 事務局長は関係官庁との協議後、4 回連続した金曜日以降の最初の月曜日に適用される為替レートに従い、それらの手数料の新換算額を決定します。新たに決定された額は通常、公示 (PCT 公報) の発行日から二ヶ月後に適用されます。

国際出願の提出時に支払う手数料の額はどこに記載されているのか

送付手数料、国際出願手数料及び調査手数料の額は、以下のリンク先の PCT 手数料表からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>

送付手数料及び国際出願手数料の適用額は、PCT 出願人の手引の附属書 C でもご覧いただけます。また調査手数料の適用額は、附属書 D でご覧いただけます。

例えば ePCT 出願若しくは PCT-SAFE を利用して電子形式で国際出願を提出する場合、すべての関連する情報を入力した時点で、可能な場合（例えば、手数料が固定額である場合、支払う通貨がスイス・フランでの額に相当しない場合、または手数料減額の条件が容易に適用可能な場合）には手数料の支払額が自動的に計算されることにご留意ください。電子出願ソフトウェアで計算される手数料は大抵正確ではありますが、依然として受理官庁による確認の対象となります。紙形式で出願する場合には、願書様式に付属する手数料計算用紙に記載する必要があります。手数料計算用紙の備考が貴殿の手助けとなるでしょう。

手数料減額の利用可能性

電子形式³での国際出願の提出を認める受理官庁に対して電子形式で国際出願を提出する場合、PCT 手数料表（PCT 規則に付属する）は、利用される電子形式に応じて、国際出願手数料の総額から以下の減額を規定しています。

- 100 スイス・フラン（若しくは国際出願手数料が受理官庁へ支払われる通貨での相当額）；願書、明細書、請求の範囲及び要約の記述が文字コード形式ではない場合（項目 4(a) 参照）
- 200 スイス・フラン（若しくは相当額）；願書は文字コード形式であるが、明細書、請求の範囲及び要約の記述が文字コード形式ではない場合（項目 4(b) 参照）
- 300 スイス・フラン（若しくは相当額）；願書、明細書、請求の範囲及び要約の記述が文字コード形式である場合（項目 4(c) 参照）

特定の低所得国であって、特定の条件下で他の要件を満たす国の国民であり、かつ当該国の居住者である出願人は、国際出願手数料（及び補充調査取扱手数料や取扱手数料）の減額の資格を有する場合があります。二人以上の出願人が居る場合は、全ての出願人が必要な基準を満たす必要があります。さらに、そのような基準を満たし、受理官庁としての IB に対し国際出願を提出する出願人は、送付手数料も免除されます。減額対象となっている国の確認、また詳細に関しては、以下のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/fees/fee_reduction_july.pdf

調査手数料に関し、いくつかの ISA では以下のような特定の状況において減額が利用可能です。

- 特定の国々からの出願人
- 個人、又は小企業若しくは零細企業による出願
- 国際出願が特定の言語で提出されている場合

特定の ISA に関して適用される調査手数料の様々な減額に関する情報は、PCT 出願人の手引の附属書 D をご覧ください。

³ 実施細則の第 7 部及び附属書 F 又は基本的な共通標準を満たす場合

手数料の支払方法

ePCT 出願若しくは PCT-SAFE ソフトウェアを利用して出願する場合、手数料支払に選択可能な支払方法は、関連する画面で選択される受理官庁により異なります。詳細は以下のリンク先から、PCT eServices (電子サービス) サポートページに掲載されている情報をご覧ください。

<https://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?T=EN&UG=4>

(“ePCT Filing” を選択してから “PCT fees and payment” を選択してください)

他の出願の場合、RO に対する手数料の支払方法に関する情報は、手数料計算用紙及びその備考からご覧いただけます。又は受理官庁へお問い合わせください。受理官庁としての IB に対する手数料の支払に関する情報は、以下のリンク先をご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/ja/filing/modes.html>

特定の状況下では、上述されていない他の手数料も国際段階において支払われることにご注意ください。詳細は、PCT 出願人の手引の附属書 B (IB)、C、D、SISA 及び E の関連部及び PCT に基づく実施細則の第 113 号をご覧ください。

一部の PCT 出願人及び代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではなく、PCT に基づく国際出願の手續に関係のない手数料請求書を受け取る事態について、この場を借りて改めて注意喚起させていただきます。そのような偽の請求書においてどのような登録サービスが提供されていたとしても、それらは WIPO や公式な公開とは一切関係ありません。上述しましたように、全ての PCT 出願について公開を行うのは IB のみであり、公開の費用は国際出願手数料から賄うため、当該サービスに関するさらなる手数料は要求されません。詳細は以下のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/ja/warning/pct_warning.html

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧